



第31回

IAS第19号「従業員給付」

公認会計士 三輪 登信 みわ たかのぶ

IAS第19号「従業員給付」は、給与・賞与・有給休暇・退職給付など、従業員に対する全ての給付の会計処理を取り扱う基準である（ただし、IFRS第2号「株式報酬」が適用されるものは除く）。ここで、従業員給付とは、従業員が提供した勤務と交換に、企業が与えるあらゆる形態の対価をいう。

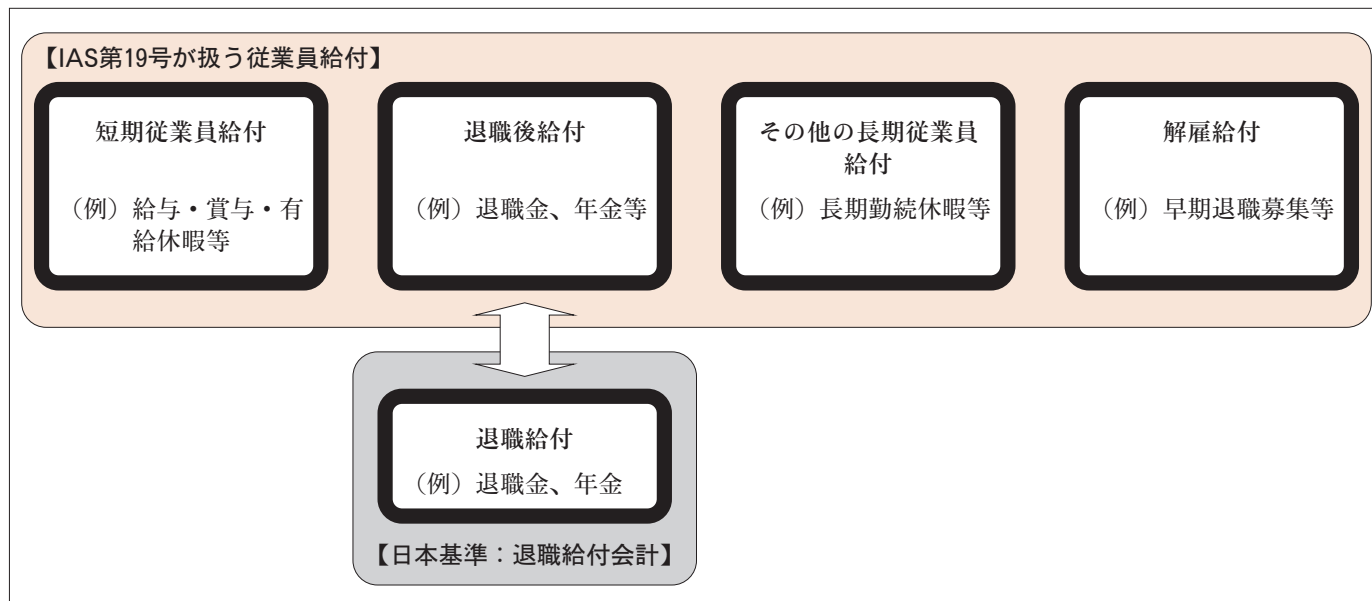
IAS第19号では、こうした従業員給付を、「短期従業員給付」、「退職後給付」、「その他の長期従業員給付」、「解雇給付」の4つに区分しており（図表1参照）、それぞれに会計処理を規定している。このうち、「退職後給付」が日本基準の「退職給付会計」に相当し、会計処理の枠組みも両者はおおむね同等である。ただし、いくつかの点で違いがある（図表2（次頁）参照）。

IAS第19号に対しては、財務諸表の利用者・作成者の双方から、高品質で透明な情報を提供できていないといった批判があった。これに対応するため、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）はIAS第19号の包括的な見直しプロジェクトを立ち上げたが、検討内容が広範囲に及ぶことから、プロジェクトを短期と長期に分けて進めることとなった。

この短期プロジェクトの成果として、IASBは、2011年6月に改訂IAS第19号「従業員給付」（以下「改訂IAS19号」という。）を公表した。今回の改訂は短期的改善に関するもののため、改訂内容・範囲とも限定的となっている（図表3（次頁）参照）。

本稿では、現行のIAS第19号の概要と改訂IAS19号による主な改訂内容について解説する。なお、文中意見にわたる部分は筆者の私見である。

図表1 IAS第19号の従業員給付の分類と日本基準



図表2 IAS第19号（現行&改訂）の「退職後給付」と日本基準との相違点の概略

項目	国際財務報告基準 (現行のIAS第19号)	国際財務報告基準 (改訂IAS19号)	日本基準
退職給付債務			
測定日	決算日（当該測定結果と重要な差異がないよう定期的に算定することも可）	同左	決算日（決算日前のデータ利用も可）
期間配分方式	給付算定式ベース	同左	期間定額基準
基礎率			
割引率	決算日の優良社債の市場利回り等 給付支払の見積り時期を反映	同左	期末における長期国債又は優良社債等の利回り 退職給付の見込支払日までの平均期間等
昇給率	インフレ等も考慮	同左	確実に見込まれる昇給等が含まれる
期待運用収益率	期首における関連する債務の期間全体にわたる収益に関する市場の予想に基礎を置く	期待運用収益率は廃止 代わりに確定給付負債（資産）の純額に割引率を乗じたものを純利息費用として計上	各年度において、期首の年金資産額について合理的に期待される収益額の当該年金資産額に対する比率
年金資産の評価	決算日の公正価値	同左	決算日の公正な評価額
退職給付信託	特に定めなし	同左	一定の要件充足により年金資産扱い
数理計算上の差異	<ul style="list-style-type: none"> 「回廊（corridor）」を超過した金額を平均残存勤務期間にわたり認識する方法 上記より早く認識する方法 即時に、その他の包括利益で認識する方法 	即時に、その他の包括利益で認識する方法	定額法（定率法も可）による遅延認識 平均残存勤務期間内の一定年数で処理 重要性基準アプローチ（厳密には基礎率に影響）
過去勤務債務	権利確定部分は一括償却 権利未確定部分は権利確定までの平均期間で償却	即時に、損益で認識	定額法により認識 平均残存勤務期間内の一定年数で処理
表示（B/S）	確定給付負債（資産）：純額 未認識項目あり	確定給付負債（資産）の純額 未認識項目なし	引当金：純額 未認識項目あり
表示（P/L）	退職給付費用を単一科目で表示すべきか否か明示しない 遅延認識	退職給付費用を単一科目で表示すべきか否か明示しない 確定給付負債（資産）の純額の再測定はOCI	退職給付費用を単一科目表示 遅延認識

図表3 改訂IAS19号における主な見直し項目

対象給付	主な見直し項目
退職後給付	
認識	<ul style="list-style-type: none"> 確定給付負債（資産）の純額の変動の認識 制度変更・清算・縮小の処理
測定	<ul style="list-style-type: none"> 税金及び管理費用の取扱い 第三者掛金の取扱い 死亡率改善の反映
表示	<ul style="list-style-type: none"> 表示方法の変更 期待運用収益率の廃止等
開示	<ul style="list-style-type: none"> 開示の拡充
短期従業員給付	
その他の長期従業員給付	<ul style="list-style-type: none"> 短期・長期の定義の見直し
解雇給付	<ul style="list-style-type: none"> 解雇給付の認識時点

1 現行のIAS第19号の概要

① 範囲

IAS第19号は、給与・賞与・有給休暇・退職給付など、従業員に対する全ての給付の会計処理を取り扱う基準である（IFRS第2号「株式報酬」が適用されるものは除く）。従業員給付とは、従業員が提供した勤務と交換に、企業が与えるあらゆる形態の対価をいう。IAS第19号では従業員給付を、「短期従業員給付」、「退職後給付」、「その他の長期従業員給付」、「解雇給付」に区分しており（図表1参照）、それぞれに会計処理を規定している。

② 各従業員給付の内容と会計処理の概要

i. 短期従業員給付

短期従業員給付とは、従業員が関連する勤務を提供した期間の末日後、12か月以内に決済の期限が到来する給付（解雇給付を除く）のことである。これには給与や賞与などが含まれ、役務の提供に応じて費用処理される。

有給休暇も従業員に対する給付であり、それに係る費用を、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供したときに認識しなければならない。有給休暇に関する権利は、累積型（未使用の場合は繰越しが可能なもの）と非累積型（繰越し不可能なもの）に区別される。非累積型は、当期の権利をすべて使用しなかった場合には失効し、繰り越せないため、休暇が発生したときに費用認識する。一方、累積型は、当期の労働の対価として付与された休暇権利が翌期以降に繰越し・使用できるため、当該繰り越される権利に係

る費用認識（負債計上）を行う。

ii. 退職後給付

退職後給付とは、雇用関係の終了後に支払われる従業員給付（解雇給付を除く）を指し、日本ではいわゆる退職金・年金が該当する。IAS第19号の退職後給付に係る会計処理の基本的枠組みは、日本基準とおおむね同様である。ただし、退職給付債務の算定方法をはじめ、相違する点もある（図表2参照）。退職後給付については次項で詳述する。

iii. その他の長期従業員給付

その他の長期従業員給付とは、退職後給付・解雇給付以外で、例えば、長期有給休暇など従業員が関連する勤務を提供した期間の末日後12か月以内に決済の期限が到来しない従業員給付をいう。長期なので現在価値を算定して負債認識するが、通常、退職後給付ほど測定の不確実性がないため、数理計算上の差異などは全額発生時に損益として即時認識する。

我が国では、例えば、勤続10年や20年などの従業員に付与されるリフレッシュ休暇などが対象になると考えられる。なお、こうした休暇の実際の権利獲得者は途中退職等の影響も受けるため、こうした影響を加味した計算を行うケースも考えられる。

iv. 解雇給付

解雇給付は、次のいずれかを明白に確約している場合にのみ、費用及び負債として認識しなければならない。

- 1) 従業員の雇用を通常の退職日前に終了すること
- 2) 自発的退職を勧奨するために行った募集の結果として解雇給付を支給すること

例えば、早期退職募集などで解雇給付を支給することが明らかに確約

されている場合は、当該解雇給付を直ちに費用として認識する。ただし、支払いが12か月以上後になる場合は割引計算を行う。

③ 退職後給付

i. 制度の分類

IAS第19号では、退職後給付制度を、確定拠出制度（Defined Contribution Plan）と確定給付制度（Defined Benefit Plan）のいずれかとして分類する。

確定拠出制度とは、企業が一定の掛金を基金等に支払い、たとえ基金等が給付を行うために十分な資産を保有していない場合でも、更なる掛金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しない制度である。そのため、資産運用などのリスクは従業員が負担する。

一方、確定給付制度とは、確定拠出制度以外の退職後給付制度と定義されている。平たく言えば、将来、給付を支払うに当たって、何らかの法的債務又は推定的債務を企業が有するような制度といえよう。

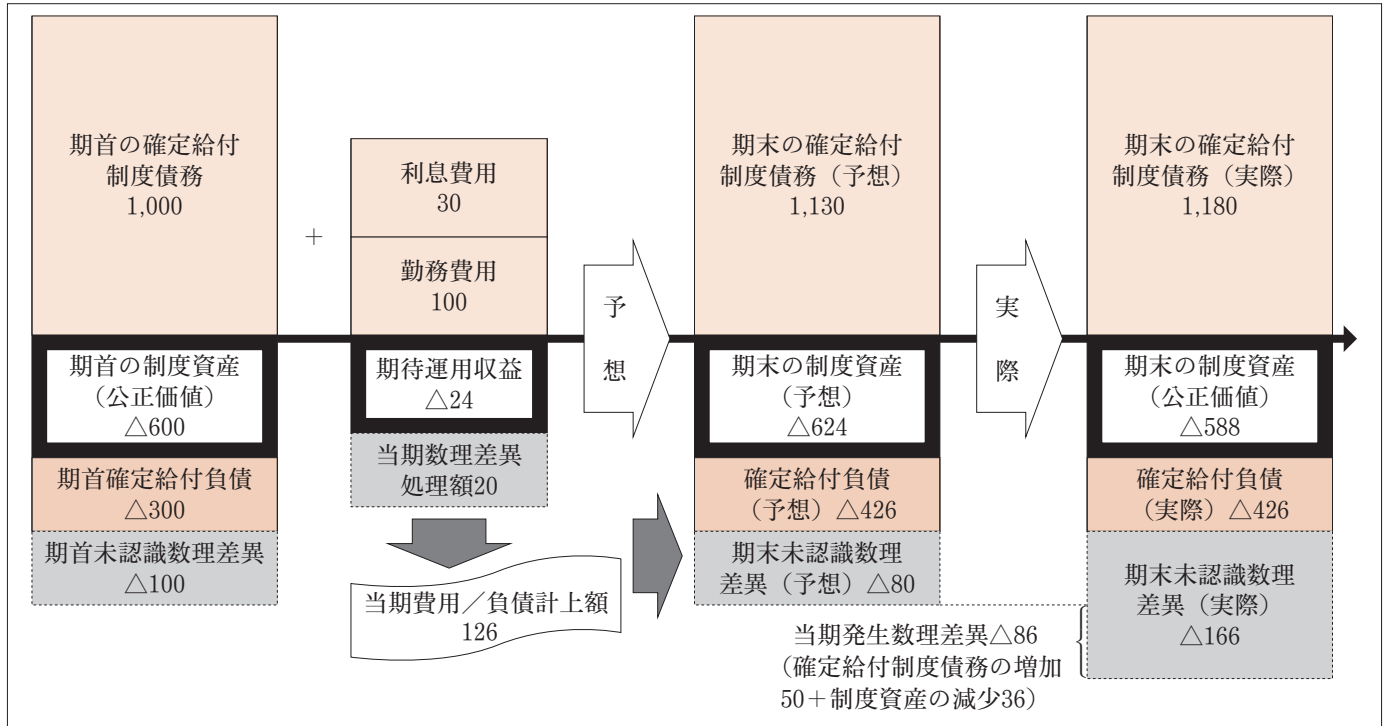
ii. 確定拠出制度の会計処理

確定拠出制度の会計処理は、基本的には、毎期拠出すべき掛金を費用として認識する。未払債務又は費用を測定するための数理計算は必要なく、数理計算上の差異も生じない。

iii. 確定給付制度の会計処理

確定給付制度では、将来、給付を支払うための法的債務又は推定的債務を企業が有していることから、期末時点での当該債務（確定給付制度債務。我が国では退職給付債務という。）を算定する（例えば、図表4（次頁）の期末では1,180）。この確定給付制度債務は、将来の退職給付支払見込に基づいて算定される。つまり、将来発生する退職金・年金の

図表4 退職後給付の会計処理イメージ



給付支払見込のうち、現時点で債務認識すべき金額を、死亡率や退職率といった各種前提条件の下に、割引率を使って現在価値に評価し直して算定する。そして、これに見合う金額を、制度資産によって積み立てるか、負債(引当金)によって内部留保することが求められている。このとき、制度資産は公正価値で評価する(例えば、図表4の期末では588)。

死亡や退職の発生が予定からずれたり、制度資産の公正価値が予想値からかい離したりすること等により、毎期、積立過不足が発生する。こうした積立過不足を数理計算上の差異といい、数年かけて段階的に損益処理(遅延認識)することが認められている。このため、数理計算上の差異の損益処理が完了するまでの間は、貸借対照表や損益計算書に反映されないオフバランス(会計上未処理)状態となっている部分がある(例えば、図表4の期末では166)。

毎期の費用計上額は次のように会

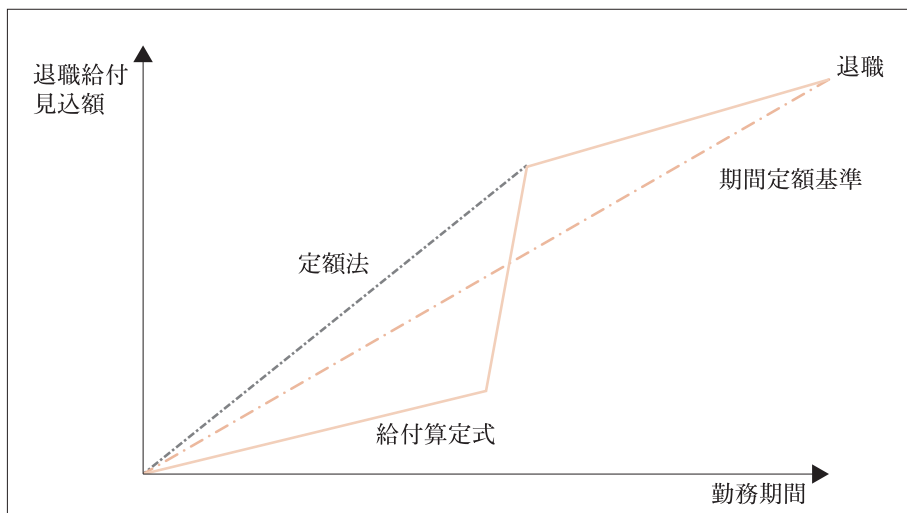
計処理される。まず、確定給付制度債務の計算と同様の手法を用いて、当期の労働の対価として費用認識すべき金額(勤務費用)が算定される。また、時間の経過による債務金額の増加額(利息費用)が把握される。一方、資産運用している年金資産からは運用収益が期待できるため、当該期待収益を一定の率を用いて見込む(期待運用収益)。さらに、前述の数理計算上の差異の当期損益処理額を把握する。これら、勤務費用+利息費用-期待運用収益±数理計算上の差異が損益に計上される(例えば、図表4では勤務費用100、利息費用30、期待運用収益24、当期数理差異処理額20であり、合計126の費用及び負債計上)。

このように、会計処理の大きな枠組みは日本基準と大差ないが、次のような相違点も存在している(図表2も参照)。

A) 給付の勤務期間への帰属(期間配分方法)

確定給付制度債務(退職給付債務)の現在価値及び関連する当期勤務費用を算定するに当たり、退職給付見込額の各勤務期間への帰属方法(期間配分方法)を決める必要がある。この方法について、日本では期間定額基準が原則だが、IAS第19号では、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる必要がある。ただし、後期の年度において、前期の年度よりも著しく高い水準の給付が生じる場合には、従業員が制度の下での給付を最初に生じさせた日から、制度の下での重要な追加の給付を生じさせなくなる日までの期間にわたって、定額法により補正しなければならない。次頁の図表5のように、期間配分方法により、配分される退職給付見込額の水準が時点によって異なる。この結果、我が国で原則とされている期間定額基準を用いた退職給付債務と、給付算定式若しくは給付算定式+定額法による補正を用いた確定給付制度債務とは、金額

図表5 退職給付の期間帰属イメージ



が異なることも考えられる。

B) 割引率

退職給付債務（確定給付制度債務）に大きな影響を及ぼす前提条件の1つに、割引率がある。IAS第19号では、割引率は、決算日現在の優良社債の市場利回りを参照して決定する。優良社債について厚みのある市場が存在しない国については、国債の市場利回りを参照することになる。これに対し、日本基準では、国債等及び優良社債が割引率の基礎となる安全性の高い長期の債券とされている。このため、用いる割引率に両者で相違が生じる可能性がある。

C) 数理計算上の差異の取扱い

数理計算上の差異は、(a)実績による修正（事前の数理計算上の仮定と実際の結果との差異の影響により発生する。例えば、図表4の制度資産の運用差額36など）、(b)数理計算上の仮定の変更（使用している割引率や退職率などの見直し）の影響から構成される。

日本基準では、発生した数理計算上の差異については、

- (i) 発生年度に全額を費用処理する方法
- (ii) 発生した期又はその翌期より、

平均残存勤務期間以内の一定年数により定額法又は定率法を用いて費用処理する方法が認められている。これに対し、現行のIAS第19号では、

- (i) 「回廊 (corridor)」を超過した金額を平均残存勤務期間にわたり認識する方法
 - (ii) (i)より早く認識する方法
 - (iii) 即時に、その他の包括利益（以下「OCI」という。）で認識する方法
- が認められている。

ここで、「回廊 (corridor)」とは、前報告期末末における未認識の数理計算上の差異の正味累積額が、(a)当該日現在の確定給付制度債務の現在価値（制度資産控除前）の10%、(b)当該日現在で制度資産があればその公正価値の10%のいずれか大きい方の金額を超過する金額をいう。こうした償却方法は、回廊 (corridor) アプローチと呼ばれている。

日本基準及び現行のIAS第19号ともに、発生した数理計算上の差異の遅延認識処理が認められている点は共通しているものの、その処理方法には上記のような違いがある。

D) その他の相違点

上記以外にも、例えば、次のような相違点もある。

- 1) 日本基準には、割引率の変動が退職給付債務に重要な影響を及ぼさない場合は、割引率を見直さないことも認められるという重要性基準があるが、IAS第19号にはこうした取扱いの記述はない。
- 2) 日本基準には、一定規模以下の会社では退職給付債務計算に簡便法の適用が認められているが、IAS第19号にはこうした取扱いの記述はない。
- 3) 開示項目について、IAS第19号は日本基準よりも詳細な開示内容が求められている。

2 今回の改訂の内容

現行のIAS第19号に対しては、情報の透明性や比較可能性などの観点から批判があり、これに対応するため、退職後給付の包括的な見直しプロジェクトが立ち上げられた。しかし、検討内容が広範囲に及ぶことから、プロジェクトを短期と長期に区分して進めることになった。

今回の改訂は短期的改善に関するものであり、そのため、改訂内容・範囲とも限定的なものとなっている。我が国企業に対する影響や今回の改訂の多くが退職後給付に係る部分であることから、以下では、退職後給付に係る8つの主な改訂項目について述べる。

① 確定給付負債（資産）の純額の変動の認識と表示方法の変更

改訂IAS19号では、回廊 (corridor) を用いた遅延認識が廃止され、確定給付制度債務や制度資産から生じる全ての変動を即時認識することが求

められている。

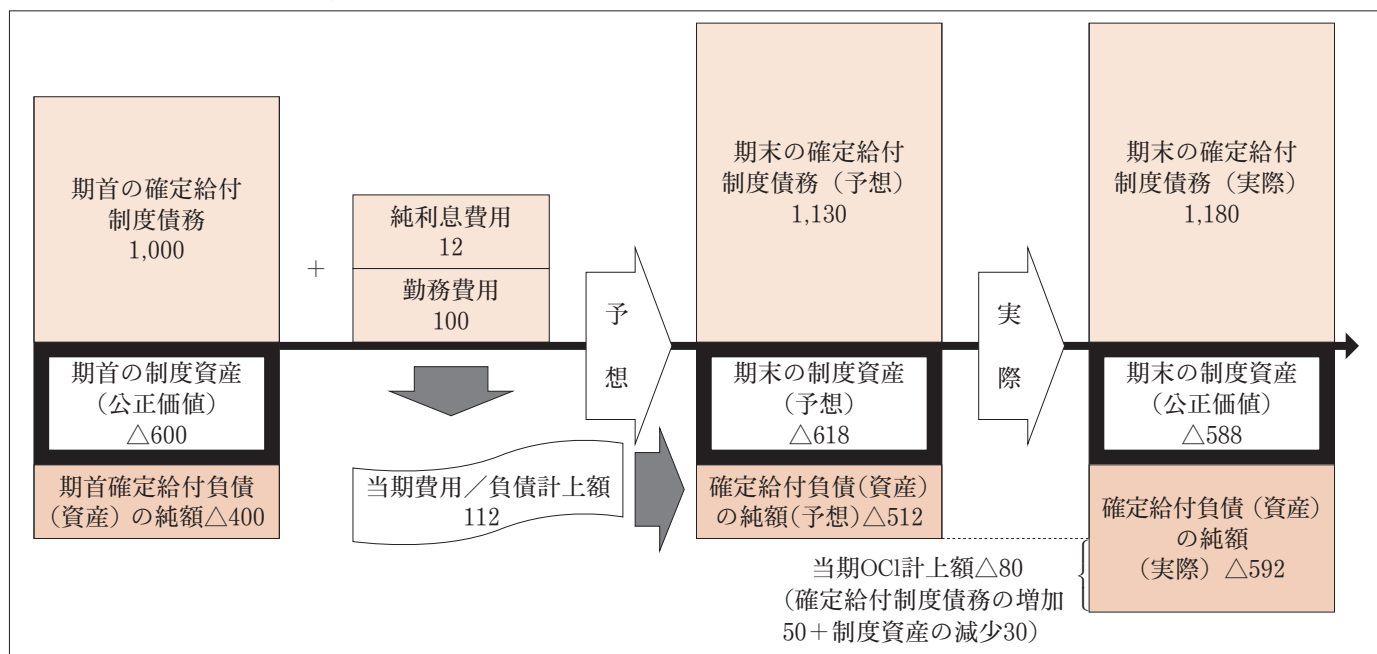
確定給付制度債務から制度資産を控除した金額（積立過不足）に、アセットシーリング（制度からの返還又は制度への将来の掛金からの減額を通じて利用可能となる経済的便益の現在価値）に係る調整を加味した金額を「確定給付負債（資産）の純額」（改訂IAS19.8）といい、例えば、図表6では期首における△400を指す。この確定給付負債（資産）の純額は、期末には△592となっている。

したがって、△400と△592の差額192が、確定給付負債（資産）の純額の変動となる。確定給付制度債務や制度資産から生じる全ての変動とは、この「確定給付負債（資産）の純額」の変動のことであり、今回の改訂では、当該差額192を即時に認識（計上）することが求められている。この結果、未認識項目は全て認識（計上）され、いわゆるオフバランスは、今後、認められない。なお、当該差額192のうち、勤務費用100及び確定

給付負債（資産）の純額に係る純利息（以下「純利息費用」という。）12は損益で、確定給付負債（資産）の再測定80はOCIで認識（計上）される。

当該変更による影響としては、企業の純資産の金額が制度資産の運用状況の影響を受けやすくなる点やそれによる制度資産の運用方針等への影響、及びOCIで認識された数理計算上の差異が損益に計上されないことによる影響などが考えられる。

図表6 改訂IAS19号の会計処理のイメージ



② 期待運用収益率の廃止等

改訂IAS19号では、期待運用収益率が廃止され、代わりに確定給付負債（資産）の純額に割引率を乗じたものを純利息費用として損益計上する。分かりやすいイメージでいえば、割引率を用いて期待運用収益を算定し、利息費用と純額で表示するようになるものといえよう。

財務諸表に与える影響としては、割引率と期待運用収益率の差から生じる損益への影響がある。例えば、図表4で示したように、割引率3%、期待運用収益率4%とすると、現行

のIAS第19号では、利息費用30（1000×3%）、期待運用収益24（600×4%）となり、差引6の費用が損益に計上されているが、改訂IAS19号では、費用12（(1000-600)×3%）が損益に計上される（図表6参照）。また、期待運用収益率の廃止により、リスクを取った運用を行ってもそのプレミアムが損益に反映されない一方、当該リスクによって純資産が変動しやすくなるため、制度資産の運用方針等を再検討するケースも考えられる。

③ 制度変更・清算・縮小の処理

退職給付制度を変更・清算したような場合も、確定給付負債（資産）の純額が変動する。改訂IAS19号では、制度変更や縮小・清算から生じた損益は勤務費用に含まれており（改訂IAS19.8）、これらは生じた期に損益計上される。数理計算上の差異も即時認識されているため、結果として、確定給付負債（資産）の純額が常にオンバランスされることになる。

これまで、例えば、給付水準の見直しなどの制度変更から生じる過去勤務費用のうち、権利未確定部分は、

権利確定までの平均期間にわたり定額法によって費用認識されていたが、今回の改訂により、生じた期に損益計上されることになる。そのため、こうした損益が財務諸表へ与えるインパクトについては、事前に十分把握しておくことが肝要だろう。

④ 死亡率の変動予測の反映

改訂IAS19号では、勤務中及び退職後の両方における制度加入者及び受給者の死亡率の最善の見積りを参照して、死亡率を決定することが求められている（改訂IAS19.81）。そして、最終的な給付コストを見積むために、死亡率の改善の見積りを用いて標準死亡率を修正するなどにより、死亡率の予想される変動を考慮することが求められている（改訂IAS19.82）。すなわち、現時点における死亡率を単純に用いるのではなく、将来の死亡率の改善まで織り込んだ死亡率を使用することが求められていると考えられる。

死亡率が変わることによる影響は、終身年金（年金受給者が生存する限り年金を支払うタイプの年金）などの有無により異なると考えられる。終身年金を有するケースで年金受給選択者が多い場合などは、将来の死亡率改善は退職給付債務を増加させる要因となる。

⑤ 制度管理費用の取扱い

制度資産に係る収益は、制度資産の管理費用及び制度自身が支払うべき税金（確定給付負債の測定に用いた前提に含まれている税金は除く）を減額して算定され、他の管理費用は管理サービスが提供されたときに認識し、制度資産に係る収益からは減額されないことが明記された（改訂IAS19.130、BC125）。

我が国では、年金制度運営に係る

手数料は資産運用手数料と制度管理手数料に区分されていることが多いと思われるが、そうでないケースがあれば、制度資産がない場合の管理費用を見積もるなどの対応によって、両者を区分することが求められるだろう。

⑥ 第三者掛金の取扱い

我が国では、例えば、厚生年金基金の従業員拠出部分など、従業員又は第三者が掛金を負担するケースがある。これらは現在、従業員が拠出するたびに勤務費用から減額するなどして会計処理されている場合が多いと思われる。

改訂IAS19号では、従業員による拠出は企業の給付コスト削減につながるかとされており、第三者による拠出は、それが当該企業にとって給付コストの削減なのか又は補填権（改訂IAS19.116）なのかの検討を求めている。従業員又は第三者が掛金を負担する場合、それが裁量的であれば、これらの拠出が制度に支払われたときに勤務費用を減額する（改訂IAS19.92）。一方、制度の正式な規定によって行われる従業員又は第三者からの拠出は、それが勤務に関連している場合は勤務費用からの減額となり、積立不足を削減するために求められるような場合は確定給付負債（資産）の純額の再測定からの減額となる（改訂IAS19.93）。

制度の正式な規約によって行われる従業員又は第三者からの勤務に関連した拠出は、改訂IAS19.70に従って、負の給付として勤務期間に帰属させることが求められている点には留意が必要だろう。つまり、現在行われているように、毎期の拠出額を勤務費用から控除するのではなく、確定給付制度債務と同様の数理計算

を行って、当該拠出に基づくマイナスの勤務費用を計算することが求められていると考えられる。当該マイナスの勤務費用と実際の拠出額との差額が、当該処理の財務諸表への影響と思われる。

⑦ 開示の拡充

財務諸表利用者の理解可能性や目的の適合性を高める等を目的に、開示の拡充が図られている。例えば、確定給付負債（資産）の純額の再測定については、①制度資産に係る収益、②人口統計上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異、③財務上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異、④アセットシーリングの影響に区分して注記することが求められている（残額は、仮定と実績の差（1.③ iii C）、数理計算上の差異の取扱い参照）。このため、仮に、人口統計上や財務上のいずれかの仮定の変更があれば、仮定を変更した場合としない場合の2通りの債務計算を要するなどの対応が求められる。

また、制度資産の公正価値を性質及びリスクで区分し、分解して表示することや、重要な数理計算上の仮定の感応度分析及びその手法等の開示も求められている。さらに、制度が採用している資産・負債マッチング戦略の詳細の開示なども求められている。こうした情報を連結ベースで入手できるように、準備や手配が必要と思われる。

⑧ 経過措置

確定給付費用は、i) 勤務費用、ii) 純利息費用、iii) 確定給付負債（資産）の純額の再測定から構成される。前述の改訂によって確定給付費用の金額が従前と異なる可能性があるが、改訂IAS19号の適用開始日前に資産の帳簿価額に算入された当

該費用の変動については、例外的に遡及修正する必要はないとされている（改訂IAS19.173、BC269）。ここで適用開始日とは、企業が改訂IAS19号を適用する最初の財務諸表で表示する最も古い期間の期首をいう。

ただし、IFRS初度適用企業にはこの例外が適用されない。そのため、改訂IAS19号の遡及適用が求められ、棚卸資産などの資産の帳簿価額に含まれる確定給付費用の変動に係る調整について検討が必要となる点には


留意が必要だろう（改訂IAS19.BC270）。

3 おわりに

今回の改訂は、短期的な改善として限定された範囲で行われたものであるが、数理計算上の差異の認識方法の統一や開示の拡充などを通じて、理解可能性や比較可能性の向上が期待されている。それにより、退職給付制度運営に係る投資家等への説明

責任もより高まるものと思われる。

こうした点への対応としては、資産運用リスクや負債（確定給付制度債務）の変動リスク、子会社管理などまで含めた統合的なリスク管理体制の構築・高度化や制度のガバナンスの向上を図ることなどが有用だろう。

	教材コード	J 0 2 0 6 4 4
	研修コード	2 1 0 3 1 2
	履修単位	1単位

統計法に基づく基幹統計 法人企業統計調査の実施について

＝財務省財務総合政策研究所調査統計部＝

平成23年度上期の年次別法人企業統計調査が行われています。

この調査は、わが国の法人企業の資産・負債・純資産及び損益状況等に関する確定決算の計数の把握を目的としており、資本金別の全階層を対象とし、付加価値に関連する項目の調査を含んでいることを特徴としています。また、平成20年度調査から「金融業、保険業」を調査対象に含めた調査を行っております。

今回の調査は、平成23年4月1日から平成23年9月30日までに決算期の到来した法人に対して財務省から調査票をお送りしています。

「調査票の提出期限は平成24年1月10日です」

調査票の送付を受けた法人は、ご多用中まことに恐縮ですが、統計法上の義務となっておりますので、必ず期日までに財務省（財務局又は財務事務所等）へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、従来の紙面による調査票の提出に加えて、インターネットを利用して提出していただくことも可能です。詳しくはこちらのホームページをご参照ください。

(<http://www.fabnet1.mof.go.jp/>)